

○ 事件記録等保存規程（昭和39年12月12日最高裁判所規程第8号）

（定義）

第2条 この規程で「事件記録」とは、別表第一の上欄に掲げる事件及び再審事件（以下「事件」という。）の記録をいう。

2 この規程で「事件書類」とは、事件に関する書類で最高裁判所が別に定めるところにより記録から分離されたもの及び記録につづり込むことを要しないものをいう。

3・4 （略）

（保存期間）

第4条 記録及び事件書類の保存期間は、別表第一及び第二のとおりとする。

2～6 （略）

（特別保存等）

第9条 記録又は事件書類で特別の事由により保存の必要があるものは、保存期間満了の後も、その事由のある間保存しなければならない。

2 記録又は事件書類で史料又は参考資料となるべきものは、保存期間満了の後も保存しなければならない。

3 （略）

別表第一（第一審裁判所で保存する記録及び事件書類の保存期間）

	事件の種類	記録の保存期間	事件書類の保存期間
1・2	（略）		
3	少額訴訟事件 少額訴訟判決に対する異議申立て事件 民事通常訴訟事件 手形訴訟事件及び小切手訴訟事件 人事訴訟事件 行政訴訟事件（選挙に関する訴訟事件を含む。）	5年	判決の原本 50年 和解又は請求の放棄若しくは認諾の調書 30年 和解に代わる決定の原本（異議申立てにより効力を失ったものを除く。） 30年
4～27	（略）		

○ 事件記録等保存規程の運用について（平成4年2月7日総三第8号高等裁判所長官，地方，家庭裁判所長あて事務総長通達）

第6 特別保存の手続

1 （略）

2 2項特別保存

(1) 次に掲げる事件の記録又は事件書類その他史料又は参考資料となるべき記録又は事件書類の全部又は一部について、保存期間満了後も保存する必要があるときは、これを規程第9条第2項に規定する特別保存（以下「2項特別保存」という。）に付するものとする。

ア 重要な憲法判断が示された事件

イ 重要な判例となった裁判がされた事件など法令の解釈運用上特に参考になる判断が示された事件

ウ 訴訟運営上特に参考になる審理方法により処理された事件

エ 世相を反映した事件で史料的高価値の高いもの

オ 全国的に社会の耳目を集めた事件又は当該地方における特殊な意義を有する事件で特に重要なもの

カ 民事及び家事の紛争，少年非行等に関する調査研究の重要な参考資料になる事件

(2) 弁護士会，学術研究者等から、事件及び保存の理由を明示して2項特別保存の要望があったときは、事件簿又は裁判原本等保存簿の当該事件の「備考」の箇所にその旨を記載する。

(3) (2)の要望があったときは、特別保存に付するかどうかの判断に当たって、その要望を十分に参酌する。

(4)～(6) （略）

3・4 （略）

出典：法務省作成資料

令和4年4月20日（水）衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

訴えの提起の手数料の体系

訴えの提起の手数料は、訴訟の目的の価額（以下「訴額」という。）の区分ごとに所定の額を順次加算して手数料の額を算出する方式により定まる（現行民事訴訟費用等に関する法律第3条第1項・別表第1の1の項、第4条第1項）。訴えの提起の手数料を、いくつかの訴額を例にとって示すと下表のとおりとなる。

訴額	訴えの提起の手数料
10万円	千円
100万円	1万円
1000万円	5万円
3000万円	11万円
5000万円	17万円
1億円	32万円
5億円	152万円
10億円	302万円
100億円	1602万円

○ 平成29年3月22日 衆議院法務委員会答弁

盛山正仁副大臣

「…民事訴訟の提訴手数料の制度は、裁判制度を利用する方にその制度の運営費用の一部を負担していただくということが当該制度を利用しない方との対比において負担の公平にかなうということ、そして副次的に濫訴の防止という観点も考慮してできている制度でございます。

訴額に応じて手数料の金額が増加をするという現行のスライド方式は、裁判制度利用者相互間においても、取得可能な利益の多寡に応じて手数料の額に差を設け負担の公平を図るとの観点から、合理性があるものと我々は認識しております。」

出典：法務省作成資料

令和4年4月20日（水）衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

○階委員

財務省はもう御退席いただいて結構です。

残り時間が短くなってきましたが、一つ気にな

っていることを、法案に関して取り上げます。
今回、当事者の口頭弁論へのウェブ参加は認められるのに、裁判官や傍聴人のウェブ参加を認めないのはなぜなのか。この点について、これは、制度設計したのは法務省だから、法務大臣によるしんでしようか。お答えください。

○古川国務大臣 当事者の口頭弁論の期日へのウェブ参加は、当事者がウェブ参加を希望する場合で、裁判所が相当と認めるときにされるものでございます。

他方で、現行法下におきましては、当事者は、現実の法廷に出頭して、裁判官の面前で主張を述べることができます。

改正法の下でも、当事者が希望する場合には、裁判官に現実に対面して主張を述べることを保障する必要があると考えられることから、裁判官が在廷することなく、ウェブ会議の法廷で口頭弁論の期日に参加することを認めることについては、慎重な検討を要するものと考えております。

そこで、改正法案が施行された場合にも、裁判官は法廷に現実的に在廷することとし、当事者が裁判官と現実に対面して主張を述べる機会を維持することとしたものでございます。

また、現行法下では、傍聴に関しては、現実の法廷に赴けば、裁判官の発言や態度を含め、法廷全体の様子を観察することができま

す。憲法上、裁判の公開が要請されている趣旨は、訴訟手続を傍聴人の観察の下で行うことを通じて、裁判の公正等を担保する点にござい

ます。そうであるとすれば、当事者に口頭弁論の期日へのウェブ参加を認めることとする場合でも、傍聴人は現実の法廷において、そこで実施される手続を傍聴することができるようになることが、裁判の公開の制度趣旨に沿うものと考えられます。

このため、改正法案が施行された場合にも、傍聴人は法廷の傍聴席において、裁判官が行う手続を観察することができるようになるとともに、法廷に設置されたモニターを用いるなどして、ウェブ会議の方法で参加する当事者とのやり取りを傍聴することができるようになることを想定しております。

○階委員 時間が来たので終わりますけれども、傍聴人がなぜわざわざ法廷に来なくちゃいけないのか、当事者は来なくていいのというものが、これも、先ほどの期間限定訴訟と同じく、中途半端だなどというふうに思いました。

終わります。

○階委員 やはり、相手方当事者は、お金がもらえればいいと思つて裁判を起しているわけでは必ずしもない。やはり、何のために裁判を起しているかということというところ、真相解明というののも一つの大きな目的であつたりするわけです。そういう中で、国が当事者となる裁判において、安易に請求を認諾して一方当事者の期待を裏切つていいのかどうかというのが問題だと思つています。今日は財務省に来ていただいていますけれども、今取り上げた国賠訴訟における請求の認諾に当たつて、請求金額の多い少ないはどういうふうに影響しているのか、考慮しているのか、この点についてお考えをただしたいと思ひます。

○嶋田政府参考人 お答え申し上げます。

一般に、認諾ということでございますと、請求金額の多寡を含めて、原告の御請求内容の可否を適切に判断した上で行われることになるのではないかと考えております。

本件につきましては、国の責任は明らかである損害賠償請求額についても妥当なものであると判断し、認諾を行ったところでございます。

○階委員 妥当だと今おっしゃいましたけれども、以前、前川委員がこの場で、同様の案件に比べて認諾された今回の一億円超の金額というのは非常に大きな金額だということを指摘されて、私も弁護士なんです、前川先生のお話を聞いて、ごもつともだなというふうに思ひました。

財務省にお尋ねしますが、請求金額の多寡も考慮要素になるといふことなので、どれだけの金額になればこれは認諾が認められないのか、基準などがあるのか、もし基準があるということであれば、今回は基準を満たしているということなのか、法務省とその判断をめぐつて相談したのかということについてお答えいただけますか。

○嶋田政府参考人 お答え申し上げます。

具体的にどのような請求金額を検討したかということは、国としての訴訟方針等を明らかにすることであり、将来における国の訴訟活動や、それからその方針を推知されかねないということから、これは従来よりお答えを差し控えていただいております。

いずれにせよ、本件につきましては、法務省にも御相談申し上げ、それから損害賠償額、決裁文書の改ざんという重大な行為が介在しているという本件事案の特殊性に鑑みれば、妥当なものと判断したということでございます。

行政文書の作成（打合せ等の記録作成）

- 意思決定過程や事務・事業の実績を合理的に跡付け・検証することができるよう文書を作成。
- 政策立案や事務・事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等の記録については、行政文書を適切に作成。
(例：事務・事業の実施方針等に影響を及ぼす連絡会議、意見交換会、審議会等については、会議の記録等を作成する。)

ポイント

- 当該打合せ等が何らかの意思決定を伴わない場合であっても、その打合せ等における発言内容が政策立案や事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす場合には、最終的な意思決定内容のみならず、検討の経緯・過程に係る打合せ等の内容についても、意思決定過程や事務及び事業の実績を合理的に跡付け・検証することができるよう、記録を作成。
 - ※ 審議会等や懇談会等については、開催日時、開催場所、出席者、議題、発言者及び発言内容を記載した議事の記録を作成。
 - ※ 打合せ等の名称（「意見交換会」「面会」等）や、実際に打合せ等を行った職員の役職や人数等は文書作成の判断基準ではない。